



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

- 大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例(保険医療課) 3
- 児童ホーム保育料徴収条例の一部を改正する条例(学校教育課) 4

規則

- 行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則(企画広報課) 5
- 大和高田市公印規則の一部を改正する規則(財産管理課) 8
- 大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例附則第3項の規則で定める日を定める規則(保険医療課) 8
- 大和高田市市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則(保育課) 8

訓令

- 行政組織の変更に伴う関係訓令の整理に関する訓令(企画広報課) 9

告示

- 令和元年度大和高田市一般会計補正予算の要領の公表(財政課) 10
- 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係告示の整理に関する告示(人事課) 15
- 固定資産の価格等の固定資産課税台帳の登録(税務課) 16
- 指定地域密着型サービスの事業の指定の届出(介護保険課) 16
- 指定地域密着型サービスの事業の指定の届出(//) 16
- 指定地域密着型サービスの事業の指定の届出(//) 17
- 指定地域密着型サービスの事業の指定の届出(//) 17
- 収納事務委託の告示(市民課) 18
- 住民基本台帳法及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表(//) 18
- 令和2年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算の要領の公表(財政課) 18
- 引取りのない自転車等の処分(生活安全課) 19
- 大和高田市移住支援金交付要綱(産業振興課) 20
- 公示送達(収納対策室) 29
- 公示送達(//) 30
- 公示送達(//) 30
- 令和2年度大和高田市一般会計補正予算の要領の公表(財政課) 31

公告

- 大和高田市クリーンセンターごみ中継施設事業の発注に係る支援業務の委託候補者選定を公募型プロポーザルで行う公告(企画整備課) 32
- 公告した入札業務の公告内容の一部訂正(契約監理室) 33
- 大和高田市立病院医療事務委託事業者の候補者選定を公募型プロポーザル方式で行う公告(市立病院医事課) 33
- 農用地利用集積計画の公告(産業振興課) 35

○公立学校情報ネットワーク環境施設整備工事に伴う調査・設計業務委託に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理室)	35
○公告第18号の公告番号を訂正する公告(企画整備課)	37
○土地収用法に基づく一般国道24号改築工事等に係る事業認定の縦覧公告(都市計画課)	38
○浄化槽保守点検業務(市内7小学校、2中学校、3幼稚園)委託に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理室)	38
○大和高田市教育ICT環境整備一式リース契約に係る納入業者等決定に関する条件付き一般競争入札公告(〃)	41
○大和高田市文化会館総合管理等業務委託に関する条件付き一般競争入札公告(〃)	43
○大和高田市市民交流センター総合管理等業務委託に関する条件付き一般競争入札公告(〃)	47
○大和高田市総合公園ウッドデッキ更新工事に関する条件付き一般競争入札公告(〃)	49
監査委員	
○令和元年度出資団体の監査の実施結果(監査委員)	52
○監査基準の公表(〃)	53
農業委員会	
○農業委員会5月定例委員会の招集(農業委員会)	57
公営事業	
○水道料金及び下水道使用料の収納事務の委託(水道総務課)	57
○配水管布設替工事(S02)・消火栓新設工事(消01)に関する条件付一般競争入札公告(水道工務課)	58
○配水管布設替工事(S03)に関する条件付き一般競争入札公告(〃)	60

公布された条例のあらまし

◇大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的な感染拡大の影響に鑑み、大和高田市国民健康保険及び奈良県後期高齢者医療保険の被保険者について、当該感染症の罹患又は罹患の疑いのために労務に服することができなくなった被用者への傷病手当金の給付制度を創設するため、規定の整備を行うものです。

2 内容

1 大和高田市国民健康保険条例の改正(第1条による改正)

(1) 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金についての規定を定めます。(附則第2項、第3項及び第4項関係)

(2) 給与等が全部又は一部支払われる場合において、傷病手当金を調整する旨の規定を定めます。(第5項、第6項及び第7項関係)

2 大和高田市後期高齢者医療に関する条例の改正(第2条による改正)

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給の受付に関する規定を追加します。(第2条関係)

3 施行期日

公布の日(第1条の改正は令和2年1月1日から適用)

◇児童ホーム保育料徴収条例の一部を改正する条例

1 理由

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的な感染拡大を受け、感染症のまん延を防止するため児童ホームの利用の自粛要請等の措置を実施したことにより、児童が保育を受けることができない期間の保育料について、減額措置を講じることができるよう、規定の整備を行うものです。

2 内容

市長が新型インフルエンザ等のまん延を防止するための措置を講じたときは、必要に応じて保育料を減額できるよう調整規定を設けます。(第2条関係)

3 施行期日

公布の日(令和2年3月1日から適用)

条 例

条例第16号

大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年4月10日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(大和高田市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 大和高田市国民健康保険条例(昭和36年条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の6項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

- 2 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日を初日とする労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 3 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(当該金額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(当該金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
- 4 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)
- 5 第2項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる被保険者が、給与等の全部又は一部を受けるときは、同項の傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、第3項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 6 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。
- 7 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。
(大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 大和高田市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第4条の規定による傷病手当金の支給に係る申請の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の大和高田市国民健康保険条例の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

条例第17号

児童ホーム保育料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年4月10日

大和高田市長 堀内 大造

児童ホーム保育料徴収条例の一部を改正する条例

児童ホーム保育料徴収条例(平成13年条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「保育料」を「保育料の額」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、市長が必要な措置を実施した場合における保育料の額は、第1項の規定にかかわらず、同項に定める額を上限として市長が別に定める額とすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の児童ホーム保育料徴収条例の規定は、令和2年3月1日から適用する。

規 則

規則第17号

行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則

(大和高田市行政組織規則の一部改正)

第1条 大和高田市行政組織規則(平成20年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表企画政策部の部中

「

企画広報課	企画政策係 広報広聴係
-------	-------------

」を

「

企画創生課	企画創生グループ
広報広聴課	広報広聴係 観光交流係

」に改め、同部人事課の項中「人事

係」を「人事グループ」に改め、同表財務部の部収納対策室の款中「収納対策グループ」を「収納対策係」に改め、同表市民部の部産業振興課の項中「商工観光係 調査統計係 農業振興係 商品券事業係」を「商工係 調査統計係 農業振興係」に改め、同表保健部の部健康増進課の項中「保健予防係」を「保健予防係 事務係」に改め、同表環境建設部の部都市計画課の項中「公園係」を「公園グループ」に改め、同条第2項の表中「企画広報課」を「広報広聴課」に改める。

第4条第1項企画政策部の部中

「企画広報課

企画政策係

- (1) 基本構想、基本計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 政策の企画及び重要な施策の総合調整に関すること。
- (3) 行財政改革の進行管理及び連絡調整に関すること。
- (4) 行政評価及び目標管理に関すること。
- (5) 行政組織、事務の分掌及び職制に関すること。
- (6) 行政の効率化に関すること。
- (7) 指定管理者制度の総括及び総合調整に関すること。
- (8) 総合教育会議に関すること。
- (9) 葛城広域行政事務組合との連絡調整に関すること。

(10) 課内の他の係の補助に関すること。

広報広聴係

- (1) 市政の広報施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 市政の報道及び報道機関との連絡調整に関すること。
- (3) 市勢要覧、広報誌等の発行に関すること。
- (4) 市のホームページの管理運営に関すること。
- (5) 市民相談及び消費者支援対策に関すること。
- (6) 市政についての陳情、業務に対する要望等の総括に関すること。
- (7) 公益通報者保護法に基づく外部通報に関すること。
- (8) 国際交流の推進に関すること。
- (9) 行政不服審査会に関すること。

(10) 課内の他の係の補助に関すること。

」を

「企画創生課

企画創生グループ

- (1) 大和高田市まちづくりの指針の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 政策の企画及び重要な施策の総合調整に関すること。
- (3) 行財政改革の進行管理及び連絡調整に関すること。
- (4) 行政評価及び目標管理に関すること。
- (5) 行政組織、事務の分掌及び職制に関すること。
- (6) 行政の効率化に関すること。
- (7) 指定管理者制度の総括及び総合調整に関すること。
- (8) 総合教育会議に関すること。
- (9) 葛城広域行政事務組合との連絡調整に関すること。

広報広聴課

広報広聴係

- (1) 市政の広報施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 市政の報道及び報道機関との連絡調整に関すること。
- (3) 市勢要覧、広報誌等の発行に関すること。
- (4) 市のホームページの管理運営に関すること。
- (5) 市民相談及び消費者支援対策に関すること。
- (6) 市政についての陳情、業務に対する要望等の総括に関すること。
- (7) 公益通報者保護法に基づく外部通報に関すること。
- (8) 行政不服審査会に関すること。
- (9) 課内の他の係の補助に関すること。

観光交流係

- (1) 観光事業振興施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 観光宣伝に関すること。
- (3) 観光施設の整備及び管理に関すること。
- (4) 観光行事に関すること。
- (5) 国際交流の推進に関すること。
- (6) 課内の他の係の補助に関すること。

」に改め、同部

人事課の款中「人事係」を「人事グループ」に改め、同条市民部の部産業振興課の款商工観光係の項中「商工観光係」を「商工係」に改め、

「(12) 観光事業振興施策の企画及び総合調整に関すること。

- (13) 観光宣伝に関すること。
- (14) 観光施設の整備及び管理に関すること。
- (15) 観光行事に関すること。
- (16) 課内の他の係の補助に関すること。]を
- 「(12) 課内の他の係の補助に関すること。]に改め、同款商品券事業係の項を削り、同条福祉部の部社会福祉課の款地域福祉係の項を次のように改める。

地域福祉係

- (1) 高齢者の生きがい対策及び地域間交流の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 社会的孤立の防止に関すること。
- (3) 戦傷病者・戦没者遺族等の援護事務に関すること。
- (4) 民生委員に関すること。
- (5) 老人クラブの支援及び敬老事業の実施に関すること。
- (6) ひとり暮らし等の障害者に係る緊急通報システム事業に関すること。
- (7) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業及び日常生活用具給付事業に関すること。
- (8) 老人憩いの家、高田温泉さくら荘及び総合福祉会館に関すること。
- (9) 災害救助物資及び援助物資に関すること。
- (10) 老人福祉施設への措置及び費用の徴収に関すること。
- (11) 行旅死亡人の取扱いに関すること。
- (12) 社会福祉法人大和高田市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
- (13) 障害者虐待防止センターに関すること。
- (14) 課内の他の係の補助に関すること。

第4条第1項保健部の部健康増進課の款を次のように改める。

保健予防係

- (1) 地域保健施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 生活習慣病予防施策の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 妊産婦等に対する保健指導に関すること。
- (4) 新生児及び妊産婦の訪問指導等に関すること。
- (5) 妊娠の届出の受理及び母子健康手帳の交付に関すること。
- (6) 健康診査及び検診に関すること。
- (7) 予防接種に関すること。
- (8) 結核及び感染症の予防に関すること。
- (9) 献血の推進に関すること。
- (10) 健康づくり事業の推進に関すること。
- (11) 保健センターの管理に関すること。
- (12) 課内の他の係の補助に関すること。

事務係

- (1) 葛城地区休日診療所との連絡調整に関すること。
- (2) 課内の他の係の補助に関すること。

第4条第1項環境建設部の部都市計画課の款中

- 「(8) 課内の他の係の補助に関すること。]を
- 「(8) 課内の他の係又はグループの補助に関すること。」に、
- 「(4) その他都市計画事業の工事に関すること。
- (5) 課内の他の係の補助に関すること。]を
- 「(4) その他都市計画事業の工事に関すること。

(5) 課内の他の係又はグループの補助に関すること。」に、「公園係」を「公園グループ」に改める。

(大和高田市総合計画審議会規則の一部改正)

第2条 大和高田市総合計画審議会規則(昭和49年規則第35号)の一部を次のように改正する。

第7条中「企画政策部企画広報課」を「企画政策部企画創生課」に改める。

(大和高田市行政企画委員会規則の一部改正)

第3条 大和高田市行政企画委員会規則(昭和35年規則第10号)の一部を次のように改正する。

第7条中「企画政策部企画広報課」を「企画政策部企画創生課」に改める。

(大和高田市消費生活センターの設置及び運営に関する規則の一部改正)

第4条 大和高田市消費生活センターの設置及び運営に関する規則(平成28年規則第38号)の一部を次のように改正する。

第8条中「企画政策部企画広報課長」を「企画政策部広報広聴課長」に、「企画政策部企画広報課広報広聴係」を「企画政策部広報広聴課広報広聴係」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

規則第21号

大和高田市公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市公印規則の一部を改正する規則

大和高田市公印規則(平成16年規則第25号)の一部を次のように改正する。

別表専用公印中24の項の次に次のように加える。

25	市長印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 之市高大 印長田和 課進増康健 </div>	方21mm	予防接種を他市町村で接種する許可に関する事務	健康増進課長
----	-----	---	-------	------------------------	--------

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

規則第26号

大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則を次のように定める。

令和2年4月10日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則

大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例(令和2年条例第16号)附則の規則で定める日は、令和2年9月30日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第27号

大和高田市市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月13日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則
大和高田市市民交流センター条例施行規則(平成28年規則第21号)の一部を次のように改正する。

第24条中「4時間以内」を「6時間以内」に改める。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

訓 令

訓令第11号

行政組織の変更に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

行政組織の変更に伴う関係訓令の整理に関する訓令
(大和高田市職員の職務に関する要望等の事務処理要綱の一部改正)

第1条 大和高田市職員の職務に関する要望等の事務処理要綱(平成24年訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第3条中「企画広報課長」を「広報広聴課長」に改める。

(大和高田市総合教育会議設置要綱の一部改正)

第2条 大和高田市総合教育会議設置要綱(平成27年訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第8条中「企画政策部企画広報課」を「企画政策部企画創生課」に改める。

(大和高田市決裁規程の一部改正)

第3条 大和高田市決裁規程(平成9年訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「企画広報課長」を「企画創生課長」に改め、同項第4号中「企画広報課長」を「広報広聴課長」に改める。

別表第2の1 企画政策部の項第2号を次のように改める。

(2) 企画創生課長の専決事項

ア 主要企画のための資料収集及び作成に関すること。

別表第2の1 企画政策部の項中第5号を同項第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 広報広聴課長の専決事項

ア 広報活動の連絡調整に関すること。

イ 市民相談の処理に関すること。

ウ 報道機関との連絡調整に関すること。

エ 姉妹都市提携事業の連絡調整に関すること。

オ 消費者行政団体との連絡調整に関すること。

(大和高田市情報化推進本部設置要綱の一部改正)

第4条 大和高田市情報化推進本部設置要綱(平成14年訓令第11号)の一部を次のように改正する。

別表中「企画広報課長」を「企画創生課長」に改める。

(大和高田市行財政改革推進懇談会設置要綱の一部改正)

第5条 大和高田市行財政改革推進懇談会設置要綱(昭和60年訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第6条中「企画政策部企画広報課」を「企画政策部企画創生課」に改める。

(大和高田市行財政改革推進本部設置要綱の一部改正)

第6条 大和高田市行財政改革推進本部設置要綱(昭和60年訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第8条中「企画広報課」を「企画創生課」に改める。

(能率改善等の職員の提案に関する規程の一部改正)

第7条 能率改善等の職員の提案に関する規程(昭和34年訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第7条第5項及び第10条中「企画広報課」を「企画創生課」に改める。

(大和高田市公有財産有効活用検討委員会設置要綱の一部改正)

第8条 大和高田市公有財産有効活用検討委員会設置要綱(平成19年訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び大和高田市土地開発公社」を削る。

第5条第3項中「企画広報課長」を「企画創生課長」に改め、「大和高田市土地開発公社事務局長」を削る。

(大和高田市役所庁舎内設置案内地図広告掲出事業者選定委員会設置要綱の一部改正)

第9条 大和高田市役所庁舎内設置案内地図広告掲出事業者選定委員会設置要綱(平成26年訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「企画広報課長」を「広報広聴課長」に改める。

(大和高田市都市計画道路見直し庁内検討委員会設置要綱の一部改正)

第10条 大和高田市都市計画道路見直し庁内検討委員会設置要綱(平成28年訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「企画広報課長」を「企画創生課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

告示第47号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

令和2年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

1 令和元年度大和高田市一般会計補正予算(第10号)

令和元年度大和高田市一般会計補正予算(第10号)

令和元年度大和高田市の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ299,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,389,320千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		122,500	△6,300	116,200
	1. 地方揮発油譲与税	32,500	△3,200	29,300
	2. 自動車重量譲与税	87,500	△3,100	84,400
3. 利子割交付金		19,000	△9,200	9,800
	1. 利子割交付金	19,000	△9,200	9,800
4. 配当割交付金		51,000	15,000	66,000
	1. 配当割交付金	51,000	15,000	66,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		47,000	△9,200	37,800
	1. 株式等譲渡所得割交付金	47,000	△9,200	37,800
6. 地方消費税交付金		1,071,000	△78,100	992,900
	1. 地方消費税交付金	1,071,000	△78,100	992,900
7. 自動車取得税交付金		20,000	△900	19,100
	1. 自動車取得税交付金	20,000	△900	19,100
9. 地方特例交付金		236,331	△90,700	145,631
	1. 地方特例交付金	50,000	△2,800	47,200
	3. 子ども・子育て支援臨時交付金	186,331	△87,900	98,431
10. 地方交付税		7,354,798	△12,900	7,341,898

	1. 地方交付税	7,354,798	△12,900	7,341,898
12. 分担金及び負担金		315,288	6,100	321,388
	2. 負担金	298,818	6,100	304,918
13. 使用料及び手数料		817,650	9,433	827,083
	1. 使用料	523,822	9,433	533,255
14. 国庫支出金		4,825,724	△95,001	4,730,723
	1. 国庫負担金	4,194,392	△14,000	4,180,392
	2. 国庫補助金	561,433	△81,001	480,432
15. 県支出金		1,631,799	△14,610	1,617,189
	1. 県負担金	1,181,022	△3,000	1,178,022
	2. 県補助金	311,010	△11,610	299,400
17. 寄附金		22,745	1,639	24,384
	1. 寄附金	22,745	1,639	24,384
18. 繰入金		912,409	△50,805	861,604
	1. 基金繰入金	912,409	△50,805	861,604
20. 諸収入		298,552	32,044	330,596
	4. 雑入	278,422	32,044	310,466
21. 市債		3,361,700	4,500	3,366,200
	1. 市債	3,361,700	4,500	3,366,200
補正されなかった科目に係る額		6,580,824	0	6,580,824
歳入合計		27,688,320	△299,000	27,389,320

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
---	---	-------	-----	---

2. 総務費		4,460,071	△17,520	4,442,551
	1. 総務管理費	3,866,815	3,480	3,870,295
	2. 徴税費	309,928	△10,000	299,928
	4. 選挙費	125,456	△11,000	114,456
3. 民生費		11,576,839	△102,774	11,474,065
	1. 社会福祉費	5,422,070	△22,374	5,399,696
	2. 児童福祉費	3,294,485	△80,400	3,214,085
4. 衛生費		2,770,647	△35,900	2,734,747
	1. 保健衛生費	1,040,198	△21,000	1,019,198
	2. 清掃費	1,730,449	△14,900	1,715,549
7. 商工費		263,699	△16,600	247,099
	1. 商工費	263,699	△16,600	247,099
8. 土木費		1,793,091	△16,000	1,777,091
	2. 道路橋りょう費	219,633	△9,000	210,633
	4. 都市計画費	1,275,789	△7,000	1,268,789
10. 教育費		3,052,307	△95,806	2,956,501
	1. 教育総務費	493,477	△15,270	478,207
	2. 小学校費	490,080	△55,788	434,292
	3. 中学校費	485,923	△24,748	461,175
	4. 高等学校費	397,019	0	397,019
12. 公債費		2,442,472	△14,400	2,428,072
	1. 公債費	2,442,472	△14,400	2,428,072
補正されなかった科目に係る額		1,329,194	0	1,329,194

歳出合計	27,688,320	△299,000	27,389,320
------	------------	----------	------------

第2表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
農林水産業費	農業費	土地改良施設維持管理適正化事業 (奥田井堰改修工事)	3,674

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校情報通信ネットワーク整備事業	千円 103,200	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 115,700	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
中学校情報通信ネットワーク整備事業	46,700	〃	〃	〃	57,200	〃	〃	〃
高等学校情報通信ネットワーク整備事業	600	〃	〃	〃	900	〃	〃	〃
臨時財政対策債	690,000	〃	〃	〃	677,200	〃	〃	〃

2 廃止

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
清掃運搬施設等整備事業	千円 6,000	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

告示第57号

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和2年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係告示の整理に関する告示

(大和高田市男女共同参画推進本部設置要綱の一部改正)

第1条 大和高田市男女共同参画推進本部設置要綱(平成11年告示第139号)の一部を次のように改正する。

第5条第6項第1号中「一般職の職員の給与に関する条例」を「一般職の職員の給与等に関する条例」に改める。

(大和高田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部改正)

第2条 大和高田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱(平成18年告示第11号の2)の一部を次のように改正する。

題名中「設置」を削る。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「大和高田市に設置」の前に「この要綱は、大和高田市附属機関設置条例(昭和36年条例第22号)第3条の規定に基づき、」を加え、「ため、」を「ことを目的とする」に、「を設置する」を「の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする」に改める。

(大和高田市乳児家庭全戸訪問事業実施要綱の一部改正)

第3条 大和高田市乳児家庭全戸訪問事業実施要綱(平成22年告示第51号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「委嘱」を「任命」に改め、同条第2項中「委嘱期間」を「任期」に、「1年とする」を「その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で市長が定める」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 訪問従事者は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

(大和高田市営住宅集会所の管理及び運営に関する要綱の一部改正)

第4条 大和高田市営住宅集会所の管理及び運営に関する要綱(昭和50年告示第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「委嘱し、又は任命する」を「選任する」に改める。

(大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱等の廃止)

第5条 次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年告示第30号)
- (2) 大和高田市交通指導員臨時職員の任用等に関する要綱(平成22年告示第15号)
- (3) 大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年告示第31号)
- (4) 大和高田市営住宅等家賃徴収嘱託員に関する要綱(平成3年告示第11号)

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

告示第70号

地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第1項の規定により、本市における令和2年度固定資産の価格等のすべてを固定資産課税台帳に登録しましたので、同条第2項の規定により告示します。

令和2年4月1日

大和高田市長 堀内 大造

告示第73号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービスの事業の指定の届出がありましたので、同法第78条の11の規定により、次のとおり告示します。

令和2年4月1日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 介護保険事業所番号
2990200103
- 2 事業者の名称
社会福祉法人 協同福祉会
- 3 事業所の名称及び所在地
あすならホーム高田看護多機能型ケアホーム
大和高田市磯野南町5番15号
- 4 サービスの種類
看護小規模多機能型居宅介護
- 5 指定年月日
令和2年4月1日

告示第74号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービスの事業の指定の届出がありましたので、同法第78条の11の規定により、次のとおり告示します。

令和2年4月1日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 介護保険事業所番号
2990200095
- 2 事業者の名称
社会福祉法人 協同福社会
- 3 事業所の名称及び所在地
あすならホーム高田多機能型ケアホーム
大和高田市礪野南町5番15号
- 4 サービスの種類
(介護予防)小規模多機能型居宅介護
- 5 指定年月日
令和2年4月1日

告示第75号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービスの事業の指定の届出がありましたので、同法第78条の11の規定により、次のとおり告示します。

令和2年4月1日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 介護保険事業所番号
2990200111
- 2 事業者の名称
社会福祉法人 協同福社会
- 3 事業所の名称及び所在地
あすならホーム高田安心ケアシステム
大和高田市礪野南町5番15号
- 4 サービスの種類
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 5 指定年月日
令和2年4月1日

告示第76号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービスの事業の指定の届出がありましたので、同法第78条の11の規定により、次のとおり告示します。

令和2年4月1日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 介護保険事業所番号
2990200087
- 2 事業者の名称
社会福祉法人 協同福社会
- 3 事業所の名称及び所在地
あすならホーム高田グループホーム
大和高田市礪野南町5番15号
- 4 サービスの種類
(介護予防)認知症対応型共同生活介護

5 指定年月日
令和2年4月1日

告示第77号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和2年4月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 委託先

東京都千代田区一番町25番地
地方公共団体情報システム機構 理事長 吉本 和彦

2 委託した事務の範囲

コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付に係る住民票の写しの交付手数料、印鑑登録証明書交付手数料及び市民税の課税に関する証明書交付手数料の収納

3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

告示第78号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定並びに住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）第3条の規定により、次のとおり公表します。

令和2年4月2日

大和高田市長 堀内 大造

閲覧者氏名(法人の場合は名称及び代表者又は管理者名)	請求事由(利用目的)の概要	閲覧年月日	閲覧した住民の範囲
国土交通省観光庁	2019年「旅行・観光消費動向調査」の調査対象を抽出	令和元年5月23日	大字市場の男女
株式会社時事通信社	「住民意識調査」の調査対象を抽出	令和元年6月13日	礒野新町の満20歳以上の日本人男女（平成11年6月末日生まれまで）
日本銀行情報サービス局	「生活意識に関するアンケート調査」の調査対象を抽出	令和元年9月4日	大字市場及び大字出の満20歳以上の男女
国立病院機構久里浜医療センター	「ネット・ゲーム使用と生活習慣に関する実態調査」の調査対象を抽出	令和元年10月3日	大字野口の10歳以上80歳未満の男女
総務省情報流通行政局	「通信利用動向調査」の調査対象を抽出	令和元年11月29日	南本町、内本町、東三倉堂及び幸町の満20歳以上の男女

告示第78号の2

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年4月10日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

令和2年4月10日

大和高田市長 堀内 大造

1 令和2年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,322,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 県支出金		5,419,848	500	5,420,348
	3. 県負担金・補助金	5,419,848	500	5,420,348
補正されなかった科目に係る額		1,902,152	0	1,902,152
歳入合計		7,322,000	500	7,322,500

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		5,395,127	500	5,395,627
	6. 傷病手当諸費	0	500	500
補正されなかった科目に係る額		1,926,873	0	1,926,873
歳出合計		7,322,000	500	7,322,500

告示第79号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

令和2年4月14日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和2年7月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和2年1月1日から令和2年1月31日までの間

告示第80号

大和高田市移住支援金交付要綱を次のように定める。

令和2年4月24日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、奈良県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び大和高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、大和高田市への移住、定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、奈良県と共同して行う移住支援事業において、東京圏から大和高田市に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することについて、奈良県が定める奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び大和高田市補助金等交付規則（平成12年規則第51号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

(2) 東京23区 東京都の特別区をいう。

(3) 条件不利地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19に規定する指定都市を除く。）をいう。

(4) マッチングサイト 奈良県が運営する移住支援金対象求人を掲載する媒体をいう。

(5) 起業支援金 奈良県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金をいう。

(6) 移住支援金 東京圏から本市に転入し、マッチングサイトに掲載されている求人に応募・就業し、定着に至った者に対して交付する支援金をいう。

(交付金額)

第3条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。

(交付対象者)

第4条 移住支援金の支給対象となる者は、第1号（世帯に係る申請の場合にあつては、第1号及び第4号）の要件に該当し、かつ、第2号又は第3号の要件に該当する者とする。

(1) 移住等に関する要件 次のアからウまでの要件を全て満たすこと。

ア 移住元に関する要件 令和元年8月1日から令和2年3月31日までに本市に転入した者にあつては（ア）又は（イ）のいずれかに、令和2年4月1日以降に本市に転入した者にあつて

は(ウ)及び(エ)のいずれにも該当すること。

(ア) 本市に転入する直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。

(イ) 本市に転入する直前に、連続して5年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、本市への転入日の3月前の時点において、連続して5年以上、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤していたこと。(連続して5年以上通勤していた東京23区に営業所を有する企業等を退職してから本市に転入するまでの間に、東京23区外であって転入先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合を除く。)

(ウ) 本市に転入する直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

(エ) 本市に転入する直前に、連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区への通勤の期間については、本市に転入する3月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 令和元年8月1日以降に本市に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、本市に転入後3月以上1年以内であること。

(ウ) 移住支援金の申請日から5年以上、継続して本市に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項を全て満たすこと。

(ア) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 移住支援金の申請時において、移住元及び移住先における市区町村税の滞納がないこと。

(エ) その他奈良県知事又は市長が移住支援金の交付の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業先及び就業条件等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 当該就業先が、第5条に規定する申請書を提出する者(以下「申請者」という。)の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。

オ イの求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 申請者が当該就業先に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 起業に関する要件 申請日以前の1年以内に奈良県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(4) 世帯に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が転入の前後において、申請者と同じ世帯に属していたこと。

イ アに掲げる世帯員が、令和元年8月1日以降に本市に転入したこと。

ウ アに掲げる世帯員が、移住支援金の申請時において本市に転入後3月以上1年以内であること。

エ 移住支援金の申請時において申請者を除く世帯員全員が移住元及び移住先における市区町村税に滞納がないこと。

オ 申請者を除く世帯員全員が、大和高田市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を有する者でないこと。

(交付申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者は、大和高田市移住支援金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 全ての申請者 次に掲げる書類

ア 身分証明書(運転免許証、個人番号カード等)の写し

イ 住民票の写し(世帯申請の場合は、申請者を含む世帯全員分)

ウ 移住元の住民票の除票の写し(世帯申請の場合は、申請者を含む世帯全員分)

エ 移住元の市区町村において、直近1年間の市区町村税の滞納がないことを証する書類

(2) 雇用者として東京23区へ通勤していた者 東京23区に営業所を有する企業等で勤務していたことを証する就業証明書(移住元)(様式第2号)その他移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

(3) 法人経営者又は個人事業主として東京23区に通勤していた者 次に掲げる書類

ア 開業届出済証明書その他移住元での在勤地を確認できる書類

イ 個人事業等の納税証明書その他移住元での在勤期間を確認できる書類

(4) 世帯人員が2人以上の世帯向けの申請をする者 移住元の住民票の除票の写しその他申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在勤地を確認できる書類

(5) 第4条第2号の就業先、就業条件等に関する要件を満たす者 就業先企業等の就業証明書(移住先)(様式第3号)

(6) 第4条第3号の起業に関する要件を満たす者 起業支援金の交付決定通知書の写し

(交付決定)

第6条 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金の交付を適当と認めるときは大和高田市移住支援金交付決定通知書(様式第4号)により、不適当と認めるとき又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付ができないときは、大和高田市移住支援金不交付決定通知書(様式第5号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 移住支援金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに大和高田市移住支援金交付請求書(様式第6号)により支援金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求のあった日から3月以内に移住支援金を交付するものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 交付決定者は、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、大和高田市移住支援金交付決定通知書再交付願(様式第7号。以下「再交付願」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに大和高田市移住支援金交付決定通知書[再交付](様式第8号)により、交付決定者に交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第9条 奈良県及び本市は、必要があると認めるときは、奈良県が県実施要領に従い実施する移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の区分に応じた要件に該当する場合、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして本市が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全部の取消し

- ア 虚偽の申請等をした場合
- イ 移住支援金の申請日から3年以内に本市から転出した場合
- ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 一部の取消し

- ア 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、大和高田市移住支援金交付決定取消通知書(様式第9号)により、交付決定者に対し通知するものとする。

(返還請求)

第11条 市長は、前条の規定による取消しをしたときは、当該取消しに係る部分に関し期限を定めて、大和高田市移住支援金返還命令書(様式第10号)により移住支援金の返還を命ずるものとする。

(雑則)

第12条 この告示に定めるもののほか移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和元年8月1日から適用する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

大和高田市長 殿

大和高田市移住支援金交付申請書

1. 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2. 移住支援金の内容(該当する箇所には○をつけてください)

世帯の有無	単身・世帯	移住支援金の種類	就業・起業	世帯の場合は同時に移住した家族の人数	人
-------	-------	----------	-------	--------------------	---

3. 共通確認事項(該当する箇所には○をつけてください)

申請日から5年以上継続して、大和高田市に居住し、かつ、就業・起業する意思について	A. 意思がある ・ B. 意思がない
直近1年間の本市における市税の滞納がないことを確認することについて	A. 同意する ・ B. 同意しない
奈良県及び本市が、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、個人情報等を国又は他の市町村に提	A. 同意する ・ B. 同意しない

供し、又は確認することについて	
(就業の場合のみ記載)	
申請日から1年以上継続して「就業証明書（移住先）（様式第3号）」のとおり勤務していることを大和高田市が就業先に確認することについて	A. 同意する ・ B. 同意しない
就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3等身以内の親族に該当しない ・ B. 3等親以内の親族に該当する

各項目とも B. に○をつけた場合は、移住支援金の対象となりません。

4. 転出元の住所

住所	〒
----	---

5. (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴

※5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入して下さい。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

管理コード（奈良県及び大和高田市使用欄）	
----------------------	--

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

大和高田市長 殿

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

印

就業証明書（移住元）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	

退職年月日	
雇用形態	
雇用保険加入の有無	

移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を奈良県及び大和高田市の求めに応じて、同奈良県及び大和高田市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

大和高田市長 殿

所在地
 事業者名
 代表者名
 電話番号
 担当者

印

就業証明書（移住先）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない

移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を奈良県及び大和高田市の求めに応じて、同奈良県及び大和高田市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

様

大和高田市長

大和高田市移住支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった移住支援金については、以下のとおり交付することを決定しましたので、通知します。

移住支援金 円

(備考)

- 1 大和高田市は、大和高田市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満に大和高田市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・奈良県起業家支援事業費補助金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に大和高田市以外の市区町村に転出した場合：半額
- 2 大和高田市は、大和高田市移住支援金交付要綱の規定に基づき、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用について
 - ・この通知書はフラット35地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
 - ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

様

大和高田市長

大和高田市移住支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった移住支援金については、不交付とすることを決定いたしましたので、通知します。

記

- 1. 交付申請額 円
- 2. 不交付の理由

様式第6号(第7条関係)

年 月 日

大和高田市長 殿

住所又は所在地

名称

氏名又は代表者名

印

電話番号

大和高田市移住支援金交付請求書

年 月 日付で交付決定のあった移住支援金について、下記のとおり請求します。

記

- 1. 請求金額 金 円
- 2. 振込先

金融機関名	
店名	
口座種別	
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

様式第7号(第8条関係)

年 月 日

大和高田市長 殿

大和高田市移住支援金交付決定通知書再交付願

下記の理由により、移住支援金交付決定通知書の再交付を受けたいので、申請します。

申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名	印		年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

記

- 1 再交付を希望する移住支援金交付決定通知書
 - ・「 年 月 日付 第 号」
- 2 再交付を申請する理由
 - (1) 紛失による
 - (2) その他（理由を記載： ）

*該当する理由に○を記載する。

備考

- 1 紛失したことにより再交付を受けた後、失った移住支援金交付決定通知書を発見したときは、当該移住支援金交付決定通知書を速やかに市長に返還すること。
- 2 移住支援金交付決定通知書を損傷したことにより再交付の申請をする者は、この申請書に移住支援金交付決定通知書を添えること。

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

様

大和高田市長

大和高田市移住支援金交付決定通知書〔再交付〕

次のとおり移住支援金を交付することを決定しましたので、通知します。

移住支援金 円

(備考)

- 1 大和高田市は、大和高田市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満に大和高田市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・奈良県起業家支援事業費補助金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に大和高田市以外の市区町村に転出した場合：半額
- 2 大和高田市は、大和高田市移住支援金交付要綱の規定に基づき、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - ・この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要

書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

- ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

様式第9号(第10条関係)

年 月 日

様

大和高田市長

大和高田市移住支援金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした移住支援金について、下記のとおり取り消しましたので通知します。

記

- 1 取り消した内容
- 2 取り消した理由

様式第10号(第11条関係)

年 月 日

様

大和高田市長

大和高田市移住支援金返還命令書

このことについて、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 既交付額
- 2 返還金額
- 3 返還期限 年 月 日まで
- 4 返還理由
- 5 返還方法

告示第81号

差押調書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年4月27日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日
省略(市役所前掲示場掲示済み)
- 2 送達を受けるべき者
省略(市役所前掲示場掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第82号

令和元年度国民健康保険税第2期～8期の督促状を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年4月27日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日
省略(市役所前掲示場掲示済み)
- 2 送達を受けるべき者
省略(市役所前掲示場掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第83号

令和元年度市県民税第2期～4期の督促状を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年4月27日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日
省略(市役所前掲示場掲示済み)
- 2 送達を受けるべき者
省略(市役所前掲示場掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第84号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、令和2年4月30日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

令和2年4月30日

大和高田市長 堀内 大造

1 令和2年度大和高田市一般会計補正予算(第1号)

令和2年度大和高田市一般会計補正予算(第1号)

令和2年度大和高田市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,570,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,930,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		4,524,154	6,567,860	11,092,014
	1. 国庫負担金	4,210,368	3,420	4,213,788
	2. 国庫補助金	268,342	6,564,440	6,832,782
18. 寄附金		1	1,000	1,001
	1. 寄附金	1	1,000	1,001
19. 繰入金		806,512	1,140	807,652
	1. 基金繰入金	806,512	1,140	807,652
補正されなかった科目に係る額		23,029,333	0	23,029,333
歳入合計		28,360,000	6,570,000	34,930,000

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		5,274,334	6,494,822	11,769,156
	1. 総務管理費	4,729,141	6,494,822	11,223,963

3. 民生費		11,439,978	74,178	11,514,156
	1. 社会福祉費	5,368,272	4,560	5,372,832
	2. 児童福祉費	3,274,001	69,618	3,343,619
10. 教育費		2,749,563	1,000	2,750,563
	7. 保健体育費	558,107	1,000	559,107
補正されなかった科目に係る額		8,896,125	0	8,896,125
歳 出 合 計		28,360,000	6,570,000	34,930,000

公 告

公告第12号の2

大和高田市クリーンセンターごみ中継施設建設事業の発注に係る支援業務の受託候補者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

令和2年4月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務概要

(1) 業務名

大和高田市クリーンセンターごみ中継施設建設事業の発注に係る支援業務委託

(2) 業務概要

本事業における発注に係る業務（発注方式の検討に対する支援、予定価格設定支援、事業者選定委員会運営支援、実施方針及び発注仕様書の作成等）及びその他業務

(3) 履行期間

契約締結の日から令和3年9月30日（木）まで

(4) 委託契約限度額

12,082,000円（消費税及び地方消費税を含む。2ヵ年継続）

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「大和高田市クリーンセンターごみ中継施設建設事業の発注に係る支援業務委託事業者選定公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）の3 参加資格要件を全て満たす者であること。

3 参加申込書の提出期限

令和2年4月20日（月）17時まで

4 その他

実施要領による。

5 担当課

〒635-0032 奈良県大和高田市今里川合方23番地
大和高田市 クリーンセンター 企画整備課
TEL 0745-52-1600

公告第13号

下記1の公告した入札について、下記2のとおり公告内容を一部訂正します。

令和2年4月7日

大和高田市長 堀内 大造

記

1 対象業務

公告日 令和2年3月27日

公告番号 公告第11号

業務名 大和高田市都市計画マスタープラン策定業務委託

2 訂正内容

「6 競争入札参加資格確認の申請」の項「(4) 受付期間」中「令和2年4月8日(水)」を「令和2年4月20日(月)」に改める。

「7 競争入札参加資格の確認通知」の項「(1) 郵送日」中ただし書きを削る。

「8 入札説明書(仕様書)の配布」の項「(1) 配布の期間」中「令和2年4月8日(水)」を「令和2年4月20日(月)」に改める。

「9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答」の項「(1) 受付期限」中「令和2年4月20日(月)」を「令和2年5月8日(金)」に改め、同項「(3) 回答期限」中「令和2年4月21日(火)」を「令和2年5月11日(月)」に改める。

「10 入札書の提出方法」の項「(1) 期限」中「令和2年4月23日(木)」を「令和2年5月13日(水)」に改める。

「13 開札の日時等」の項「(1) 日時」中「令和2年4月24日(金)」を「令和2年5月14日(木)」に改める。

公告第14号

大和高田市立病院医療事務業務の委託業者の選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

令和2年4月13日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務の概要**(1) 業務名**

大和高田市立病院医療事務業務委託

(2) 業務内容

大和高田市立病院医療事務業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和5年9月30日まで

※ 契約締結の日から令和2年9月30日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受託者の負担とする。

(4) 業務履行期間

令和2年10月1日から令和5年9月30日まで(36か月)

(5) 履行場所

大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院

(6) 選定方法

大和高田市立病院医療事務業務委託事業者公募型プロポーザル実施要領(以下「プロポーザル実施要領」という。)による。

- (7) 委託経費の提案見積上限額(消費税及び地方消費税は含まない。以下同じ。)
¥697,169,000(36か月分)
各年度の委託限度額
(R2年10月～R2年3月) ¥111,547,000(6か月)
(R3年4月～R4年3月) ¥230,066,000(12か月)
(R4年4月～R5年3月) ¥234,713,000(12か月)
(R5年4月～R5年9月) ¥120,843,000(6か月)

2 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、次に掲げる全てを満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止期間中でないこと。
- (4) 大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県内に本社又は支店等の営業拠点を有すること。
- (5) 平成22年4月1日から令和2年3月31日までの、過去10年間において、一般病床数が200床以上の医療機関において医事業務の受託実績があること。なお、受託実績は業務履行期間を1年間以上とし業務完了したものに限る。
- (6) 仕様書の業務内容を確実に遂行できる安定的かつ健全な財務体制であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) (1)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要請(平成15年告示25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 本プロポーザルの応募に必要なプロポーザル実施要領等の必要書類

プロポーザル実施要領、大和高田市立病院医療事務業務委託仕様書等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページ(<http://ym-hp.yamatotakada.nara.jp>)へ掲載する。

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、同ホームページのトップページの「新着情報」から必要書類をダウンロードし取得すること。

- (1) 掲載期間
公告の日から令和2年4月28日(火)まで
- (2) 問合せ先
〒635-8511 大和高田市磯野北町1番1号
大和高田市立病院事務局医事課
TEL:0745-53-2901 FAX:0745-53-2908
電子メール: ijika@ym-hp.yamatotakada.nara.jp

4 参加表明、企画提案に関する問い合わせについて

- (1) 質問の受付期間 公告の日～令和2年4月27日(月)
- (2) 質問方法及び回答方法については、プロポーザル実施要領による。

5 参加表明に関する提出書類の受付

- (1) 受付期間 令和2年5月12日(火)、同年5月13日(水)
- (2) 受付時間 9:00～17:00 (12:00～13:00は除く。)

(3) 提出方法 プロポーザル実施要領による。

6 企画提案に関する提出書類の受付

(1) 受付期間 令和2年5月20日（水）

(2) 受付時間 9：00～17：00（12：00～13：00は除く。）

(3) 提出方法 プロポーザル実施要領による。

7 企画提案に対する審査

院内の委託事業者選定委員会において審査基準を基に一次審査（書類審査）及び二次審査（ヒアリング）を行う。詳しくはプロポーザル実施要領による。

公告第15号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年4月13日

大和高田市長 堀内 大造

公告第16号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年4月14日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	公立学校情報ネットワーク環境施設整備工事に伴う調査・設計業務委託
2 履行場所	大和高田市内8小学校、3中学校、1高等学校
3 履行期間	契約締結日から令和2年7月31日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の市内「建築設計業務」又は市外「建築関係建設コンサルタント業務（電気部門）」に登録している者であること。</p> <p>(2) 奈良県内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。</p> <p>(4) 建築士法第10条の2の2第2項の規定に基づく設備設計一級建築士を担当技術者として配置できる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置</p>

	<p>要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>①一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ②5の（3）にかかる建築士事務所登録証明書の写し ③暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年4月15日（水）から令和2年4月23日（木）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 郵送の場合、令和2年4月22日（水）必着のものまで受付可とします。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年5月11日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年5月12日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年5月14日（木）。入札執行日の前日であるため、この日</p>

	<p>の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年5月15日(金) 午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
15 事後審査	<p>落札候補者の優先順位により5の(4)に係る確認審査を実施します。</p> <p>(1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥2,790,000-(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第17号

下記1の公募型プロポーザル公告について、下記2のとおり公告内容を訂正します。

令和2年4月15日

大和高田市長 堀内 大造

記

1 対象業務

公告日 令和2年4月1日

公告番号 公告第18号

業務名 大和高田市クリーンセンターごみ中継施設建設事業の発注に係る支援業務

2 訂正内容

公告番号を第18号から第12号の2に訂正する。

公告第18号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第24条第1項の規定により、国土交通大臣から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、この公告に基づく縦覧期間内に限り、法第23条の規定により、国土交通大臣に土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第4条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、法第25条の規定により、奈良県知事に意見書を提出することができる。

令和2年4月16日

大和高田市長 堀内 大造

1 起業者の名称 国土交通大臣

2 事業の種類 一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「大和御所道路（大和区間）」・奈良県橿原市土橋町地内から同市曾我町地内まで及び同市新堂町地内から同県大和高田市勝目地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事並びに一級河川改修工事

3 起業地
 イ 収用の部分 奈良県大和高田市出及び勝目地内
 ロ 使用の部分 奈良県大和高田市出及び勝目地内

4 縦覧場所 大和高田市役所 環境建設部都市計画課

5 縦覧期間 公告の日から令和2年4月30日まで

公告第19号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年4月21日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	浄化槽保守点検業務（市内7小学校、2中学校、3幼稚園）
2 業務場所	大和高田市 旭北町 他11地内（片塩小学校他11校）
3 業務期間	令和2年6月1日（月）から令和3年5月31日（月）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに

<p>5 入札参加資格要件</p>	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 令和2・3・4年度本市競争入札参加資格者名簿(清掃・警備・建物管理等業務)に種目「建物管理」で登録していること。</p> <p>(2) 奈良県内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第48条第1項に基づく奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年奈良県条例第4号)に規定する「奈良県浄化槽保守点検業」の奈良県知事登録を受けている者であること。</p> <p>(4) 浄化槽管理士の免状の交付を受けている者の選任ができる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)しています。</p> <p>(2) 必要書類として次に掲げるものを申請書と同時に提出してください。</p> <p>ア) 5(3)に定める有資格者であることを証する写し</p> <p>イ) 5(4)に定める有資格者の資格証の写し</p> <p>ウ) 5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送(「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年4月22日(水)から令和2年5月11日(月)まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p>

	<p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 前年度の管理報告書の閲覧	<p>前年度の管理報告書の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の日 令和2年5月13日(水)</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。また受付は午後3時30分までとします。</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 教育総務課</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和2年5月15日(金)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年5月18日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年5月20日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年5月21日(木)午前9時30分</p> <p>(2) 場所</p>

	<p>大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p> <p>開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限比較価格	<p>¥3,420,000-(消費税等抜き)</p>
18 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第20号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和2年4月30日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	<p>大和高田市教育ICT環境整備一式リース契約に係る納入業者等決定</p>
2 納入場所	<p>大和高田市役所内(大和高田市大字大中100番地1)他17か所(8小学校、3中学校、6幼稚園)</p>
3 契約期間	<p>納入期限 : 令和2年8月31日</p> <p>リース期間 : 令和2年9月1日から令和7年8月31日まで</p>
4 業務内容等	<p>入札説明書(仕様書)のとおり</p> <p>※本件は、リースの対象となる物品の納入業者及び納入価格を決定するものです。</p>
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「文具・事務用機器(OA機器、ソフト)」又は「役務提供(電算業務)」に登録している者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p>

	<p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(5) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 以下のいずれかの資格を認証取得している者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーマーク【JISQ15001】 ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【JISQ27001】
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ プライバシーマーク【JISQ15001】又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【JISQ27001】の認定取得を証する書類の写し <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年4月30日（木）から令和2年5月15日（金）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 令和2年5月22日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p>

	<p>FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年5月26日（火）午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年5月28日（木）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年5月29日（金）午前11時00分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定等	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第21号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和2年4月30日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	大和高田市文化会館総合管理等業務委託
2 履行期間	令和2年7月1日から令和5年6月30日まで
3 履行場所	大和高田市文化会館
4 業務内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(4) (1)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 令和2・3・4年度本市競争入札参加資格者名簿(建物管理等業務)に登録している者であること。</p> <p>(6) 奈良県内に本店を有する者であること。</p> <p>(7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「ビル管法」という。)第12条の2第1項第8号に規定する「建築物環境衛生総合管理業」の奈良県知事登録を受けている者であること。</p> <p>(8) 令和2年4月1日時点で、ビル管法第7条に規定する建築物環境衛生管理技術者の免状の交付を受けている者を自社の社員として雇用しており、かつ、令和2年7月1日時点でビル管法第6条による選任をおこなうことができる者であること。</p> <p>(9) 当該業務を仕様書に基づき人員を配置し、確実に業務を履行できる者であること。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式)</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書(指定様式)</p> <p>③ 建築物環境衛生総合管理業の登録証明証の写し</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送(「一般書留郵便」又は「簡易</p>

	<p>書留郵便」に限る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年4月30日（木）から令和2年5月14日（木）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）等の配布</p>	<p>入札説明書（仕様書）等の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 令和2年4月30日（木）から令和2年5月22日（金）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大字100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。</p> <p>(5) 特記仕様書及び設計書の返却 特記仕様書及び設計書は、入札執行までに返却願います。</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年5月20日（水）午後5時15分まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年5月22日（金）午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年5月26日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局</p>

	留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入開札の日時等	入開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和2年5月27日（水）午前10時00分から (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 2 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。
1 3 入札保証金	免除します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 事後審査	落札候補者の優先順位により5の(8)に係る確認審査を実施します。 (1) 提出物 配置予定者の建築物環境衛生管理技術者の資格証の写し及び配置予定者が常勤職員である証明書（雇用保険被保険者資格取得確認通知書又は社会保険加入証明書の写し） (2) 提出期限 落札候補者の決定連絡を受けた翌日から3日以内（契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。） (3) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室
1 7 最低制限比較価格	¥107,770,000円（消費税等抜き）
1 8 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 9 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年4月30日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	大和高田市市民交流センター総合管理等業務委託
2 履行期間	令和2年7月1日から令和5年6月30日まで
3 履行場所	大和高田市市民交流センター
4 業務内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(4) (1)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 令和2・3・4年度本市競争入札参加資格者名簿（建物管理等業務）に登録している者であること。</p> <p>(6) 奈良県内に本店を有する者であること。</p> <p>(7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管法」という。）第12条の2第1項第8号に規定する「建築物環境衛生総合管理業」の奈良県知事登録を受けている者であること。</p> <p>(8) 令和2年4月1日時点で、ビル管法第7条に規定する建築物環境衛生管理技術者の免状の交付を受けている者を自社の社員として雇用しており、かつ、令和2年7月1日時点でビル管法第6条による選任をおこなうことができる者であること。</p> <p>(9) 当該業務を仕様書に基づき人員を配置し、確実に業務を履行できる者であること。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 建築物環境衛生総合管理業の登録証明証の写し</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易</p>

	<p>書留郵便」に限る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年4月30日（木）から令和2年5月14日（木）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）等の配布</p>	<p>入札説明書（仕様書）等の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 令和2年4月30日（木）から令和2年5月22日（金）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大字100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。</p> <p>(5) 特記仕様書及び設計書の返却 特記仕様書及び設計書は、入札執行までに返却願います。</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年5月20日（水）午後5時15分まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年5月22日（金）午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年5月26日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局</p>

	留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入開札の日時等	入開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和2年5月27日(水) 午前10時20分から (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 2 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。
1 3 入札保証金	免除します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 事後審査	落札候補者の優先順位により5の(8)に係る確認審査を実施します。 (1) 提出物 配置予定者の建築物環境衛生管理技術者の資格証の写し及び配置予定者が常勤職員である証明書(雇用保険被保険者資格取得確認通知書又は社会保険加入証明書の写し) (2) 提出期限 落札候補者の決定連絡を受けた翌日から3日以内(契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。) (3) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 1階 環境建設部契約監理室
1 7 最低制限比較価格	¥86,610,000円(消費税等抜き)
1 8 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 9 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年4月30日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	大和高田市総合公園ウッドデッキ更新工事
2 工事場所	大和高田市 大字西坊城 地内（大和高田市総合公園）
3 工事期間	契約締結日から令和2年10月30日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の造園工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年5月1日（金）から令和2年5月13日（水）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 郵送の場合、令和2年5月12日（火）必着のものまで受付可とします。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1</p>

	大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和2年5月27日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年5月28日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年6月1日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年6月2日(火)午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>

14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥10,000,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

監査委員

監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定により、平成30年度出資団体の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和元年9月20日

大和高田市監査委員 田中 俊男
 同 米田 昌玄

第1. 監査の概要

- 1. 監査の対象 大和高田市土地開発公社
 平成30年度 出納その他の事務
- 2. 監査の期間 令和元年7月1日～令和元年7月31日
- 3. 監査の結果 今回の監査は、平成30年度の決算状況及び財務諸表等の資料、書類について照合、点検及び事情聴取等により実施した。その概要と結果については、次のとおりである。

(注) 文中に用いる金額及び各表中に表示する数値の単位は、原則として小数点以下第2位を四捨五入とした。

第2. 事業の概要

- 1. 事業の目的
 大和高田市土地開発公社（以下「公社」という。）は、公共用地等の取得に対処し、「公有地の拡大の推進に関する法律」を根拠として、大和高田市における公共用地の先行取得、管理、処分等をおこなうことにより、効果的かつ計画的な土地利用を推進し、地域の秩序ある都市整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものである。
 なお、公共用地の先行取得として買収した近鉄高田駅北側公共用地の適正な維持管理をおこなうため、営業外事業として臨時有料駐車場を開設している。
- 2. 設立と沿革

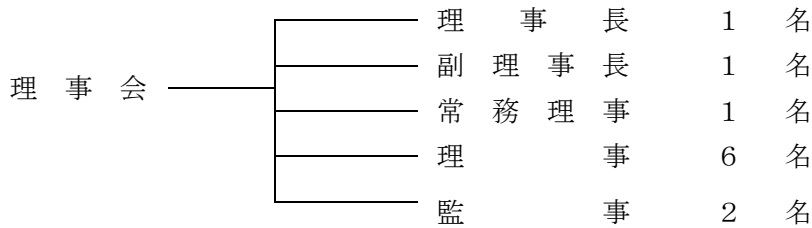
前述の事業を目的として、昭和48年1月31日に奈良県知事の許可を受け、財団法人大和高田市開発公社を組織変更して、特別法人大和高田市土地開発公社を設立したものである。

なお、基本財産500万円は全額大和高田市よりの出資金であり、その事務所は大和高田市役所内に設置されている。

3. 組織

公社の管理組織は、下記のとおり理事会の下に事務局を置き、公社職員数は平成31年3月31日現在、大和高田市からの派遣職員5名(5名兼務)をもって構成されている。

(管理組織図)



理事長 — 副理事長 — 常務理事 — 事務局長 — 事務局長補佐 — 庶務係

4. 事業実施状況

平成30年度の事業実施状況は、次のとおりである。

(1) 取得

事業名	面積 (㎡)	取得価格 (円)	備考
大和高田・当麻線街路事業用地(大字市場)	272.93	28,398,237	
合計	272.93	28,398,237	

(2) 売却

事業名	面積 (㎡)	売却価格 (円)	備考
大和高田・当麻線街路事業用地(大字市場)	181.38	43,228,000	
合計	181.38	43,228,000	

第3. 計数及び預金等の確認

本年度の財務諸表の計数、総勘定元帳、補助簿及び証ひょう書類と照合し、預金については在高証明書により確認したところ、計数は正確であることが認められた。

第4. 財務に関する事務について

財務に関する事務については、適正に処理されていた。

第5. むすび

本年度は、大和高田・当麻線街路事業用地の先行取得及び市による一部買戻しがおこなわれ、その結果、資産残高が減少し借入金残高は増加となっている。資金調達にあたっては、借入利率の動向に注視し、借入先と十分な協議をおこない、調達コストの低減を図りながら、計画的な都市環境整備に努められたい。

また、長期保有資産については、有効活用と適正な処分について調査・検討を図り、効率的な経営の健全化に努力されたい。

監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第198条の4第1項の規定により、大和高田市監査基準

を定めたので、同条第3項の規定により別紙のとおり公表します。

令和2年4月1日

大和高田市監査委員 田中 俊男
同 米田 昌玄

大和高田市監査基準

第1章 一般基準

(監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的)

第1条 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、大和高田市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、市民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び市長等に提出する。

(監査等の範囲及び目的)

第2条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

一 財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること

二 行政監査 事務の執行が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること

三 財政援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること

四 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること

五 例月出納検査 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること

六 基金運用状況の審査 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が确实かつ効率的に行われているか審査すること

七 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること

2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為(監査等を除く。)については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

(倫理規範)

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

(独立性、公正不偏の態度及び正当な注意)

第4条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

(専門性)

第5条 監査委員は、大和高田市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し一定の識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その

専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

- 2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、大和高田市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

(質の管理)

第6条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

- 2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

第2章 実施基準

(監査計画)

第7条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

- 2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

(監査等の実施手続)

第8条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

第9条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

- 2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第10条 監査委員は、必要に応じて各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員等の選任)

第11条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員等を選任し、必要な事項を調査させることができる。

第3章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第12条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、市長及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。

- 2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び市長に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用状況の審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第13条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- 一 本基準に準拠している旨
- 二 監査等の種類
- 三 監査等の対象
- 四 監査等の着眼点(評価項目)
- 五 監査等の実施内容
- 六 監査等の結果

2 前項第六号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- 一 財務監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- 二 行政監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- 三 財政援助団体等監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること
- 四 決算審査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること
- 五 例月出納検査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること
- 六 基金運用状況の審査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること
- 七 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること

3 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(合議)

第14条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- 一 監査の結果に関する報告(財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。)の決定
- 二 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
- 三 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
- 四 決算審査に係る意見の決定
- 五 基金運用状況の審査に係る意見の決定
- 六 健全化判断比率等審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、市長及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するもの

とする。

（公表）

第15条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- 一 監査の結果に関する報告の内容
- 二 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- 三 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

（措置状況の公表等）

第16条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

附 則

本基準は、令和2年4月1日から施行する。

農業委員会

農業委員会告示第5号

令和2年第5回大和高田市農業委員会の会議を次のとおり招集する。

令和2年4月30日

大和高田市農業委員会会長 今村 平治郎

1 日時

令和2年5月11日（月曜日）午後3時

2 場所

大和高田市役所 4階 合同委員会室

3 議案

- 第1号 農地法第3条第1項について申請の件
- 第2号 農地法第5条規定による申請の件
- 第3号 農地法第18条第6項についての通知の件
- 第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について
- 第5号 その他

公営企業

上下水道事業告示第4号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、水道料金及び下水道使用料の収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月1日

（大和高田市上下水道事業管理者）

大和高田市長 堀内 大造

1 委託を受けた者

- ・第一環境株式会社 関西支店
- ・弁護士法人 館野法律事務所

2 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

上下水道事業公告第4号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年4月30日

（大和高田市上下水道事業管理者）

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	配水管布設替工事（S02）・消火栓新設工事（消01）
2 工事場所	大和高田市 大中 地内
3 工事期間	契約締結日から令和2年9月30日（水）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>（1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事（水道）に登録している者であること。</p> <p>（2）大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>（3）耐震継手配管技能者及び石綿作業主任者を配置することができる者であること。</p> <p>（4）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>（5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>（6）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>（7）（4）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>（8）本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>（9）本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>（1）申請書は本市指定様式（管工事（水道）用）によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、水道工務課にも備え付けています。</p> <p>（2）必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を</p>

	<p>(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3)申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4)受付期間 令和2年5月1日（金）から令和2年5月14日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 郵送の場合、令和2年5月13日（水）必着のものまで受付可とします。</p> <p>(5)受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6)受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道工務課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1)郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2)競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3)競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1)閲覧等の期間 令和2年5月1日（金）から令和2年5月14日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2)閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3)閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道工務課</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市上水道ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1)受付期限 令和2年5月27日（水）午後5時まで</p> <p>(2)送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道総務課 FAX 0745-23-3850</p> <p>(3)回答期限 令和2年5月29日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1)期限</p>

	<p>令和2年6月1日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
1 2 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年6月2日（火）午前9時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
1 6 契約保証金	<p>免除します。</p>
1 7 最低制限比較価格	<p>¥13,710,000-（消費税等抜き）</p>
1 8 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
1 9 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
2 0 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

上下水道事業公告第5号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告

します。

令和2年4月30日

(大和高田市上下水道事業管理者)

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	配水管布設替工事（S03）
2 工事場所	大和高田市 築山 地内
3 工事期間	契約締結日から令和2年8月31日（月）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事（水道）に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 耐震継手配管技能者及び石綿作業主任者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式（管工事（水道）用）によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、水道工務課にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年5月1日（金）から令和2年5月14日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p>

	<p>郵送の場合、令和2年5月13日（水）必着のものまで受付可とします。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道工務課</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和2年5月1日（金）から令和2年5月14日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道工務課</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市上水道ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年5月27日（水）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道総務課 FAX 0745-23-3850</p> <p>(3) 回答期限 令和2年5月29日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年6月1日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便</p>

	によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和2年6月2日(火) 午前9時30分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限比較価格	¥6,280,000- (消費税等抜き)
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。